


所管部課	総務部防災安全課	部長	北田 和雄	
件名	東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則		
	部課機関	子ども生活部子育て支援課・保育課、福祉部福祉推進課・高齢介護課・生活福祉課・障害福祉課・みのり福祉園、環境部環境課・ごみ対策課、都市建設部都市計画課・建築課・区画整理課、学校教育部学校教育課・指導室、東大和市消防団		
1. 要旨				
<p>東大和市災害対策本部条例施行規則に定める、東大和市災害対策本部における市の各部課等の分掌事務との整合を図るため、一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第5条本部員に「東大和市消防団長」を追加する。</p> <p>② 第8条部、班等に「副部長」の項を追加、班員に「消防団の団員」を追加する。</p> <p>③ 国民保護対策本部の部及び班の名称及び分掌事務、班に対応する通常の行政組織並びに部長、班長等に充てる職を定めた別表（第8条関係）について、文言整理等の所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市国民保護対策本部について、公正な運用に資することができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>平成26年11月 各課管理者へ分掌事務の確認依頼。</p> <p>平成27年 1月 各課管理者へ分掌事務の再確認依頼。</p> <p>平成27年 3月 改正案文については、文書課において事前審査済み。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議終了後、市長決裁を経て本規則を施行したい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。